施行令第三十九条の十二第八項第四号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第四号
	同条第六項	同号
	つき同項	つき同号
施行令第三十九条の十二第八項第五号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第五号
	同条第六項	同号
	つき同項	つき同号
施行令第三十九条の十二第七項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第七項の
	同条第六項	同条第七項
施行令第三十九条の十二第八項第一号イに規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第一号イの
	同項に	同号イに
	同条第六項	同号イ
施行令第三十九条の十二第八項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第一号ハ(1)の
	同項に	同号ハ(1)に
	同条第六項	同号ハ(1)
施行令第三十九条の十二第八項第二号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第二号の
	同項に	同号に
	同条第六項	同号
施行令第三十九条の十二第八項第三号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第三号の
	同項に	同号に
	同条第六項	同号
施行令第三十九条の十二第八項第四号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第四号の
	同項に	同号に
	同条第六項	同号
施行令第三十九条の十二第八項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合	同項の	施行令第三十九条の十二第八項第五号の
	同項に	同号に
	同条第六項	同号

5　第三項の規定は、次の表の上欄に掲げる割合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる割合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十二条の十の二第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同条第三号中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。

第二十二条の十の三第一項第一号中「この項及び第七項第二号」を「この項及び第八項第二号」に改め、同号ロ中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第五項第二号に規定する」に改め、同項第二号ロ中「第二十二条の十第二項第二号ロからホまで」を「第二十二条の十第六項第二号ロからトまで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第三十九条の十二の三第三項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

第二十二条の十の三第五項及び第六項中「係る独立企業間価格」の下に「（同条第十四項において準用する法第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同条第七項中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第二十二条の十第十項の規定は、法第六十六条の四の三第十四項において準用する法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十二条の十第十項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の十二の三第六項において準用する施行令」と、同項第二号中「第六項第一号ロ」とあるのは「第二十二条の十の三第一項第一号ロ」と、同項第三号中「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と読み替えるものとする。

第二十二条の十の五第一項第三号中「無形固定資産その他の無形資産（以下第七号までにおいて「無形資産」という。）」を「無形資産（法第六十六条の四第七項第二号に規定する無形資産をいう。以下第七号までにおいて同じ。）」に改める。

第二十二条の十の六の次に次の一条を加える。

（対象純支払利子等に係る課税の特例）

第二十二条の十の七　施行令第三十九条の十三の二第五項に規定する財務省令で定める契約は、金融商品取引業等に関する内閣府令第六十八条第四号に規定する貸出参加契約とする。

2　施行令第三十九条の十三の二第七項に規定する財務省令で定める独立行政法人は、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び年金積立金管理運用独立行政法人とする。

第二十二条の十一第二十七項中「第十三項第一号、第十四項」を「第三十項第一号、第三十一項第一号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十六項中「第六号」を「第七号」に改め、同項第一号中「法第六十六条の六第十一項に規定する」を「各事業年度の」に改め、「損益計算書」の下に「（これに準ずるものを含む。）」を加え、同項第二号中「類する」を「準ずる」に改め、同項第四号中「施行令第三十九条の十五第二項に規定する本店所在地国の法令」を「本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　施行令第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及び当該法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの